

最新 訪問看護研修テキスト

ステップ 1-①

追 補

(第 1 版第 6 刷)

2012 年 5 月 1 日

平成 24 年 (2012 年) 3 月 5 日公布の診療報酬の算定方法の一部改正 (診療報酬改定) に伴い以下のとおり本文に訂正加筆いたします。

- 8 頁の「e. 診療報酬体系の見直し」の最後 (10 頁 28 行目のあと) に次の文章を追加します。

『平成 24 年診療報酬改定は、「在宅医療・介護推進元年」として医療と介護の連携強化を図り、在宅医療の充実を推進する改定となっている。特に訪問看護ステーションの医療と看護機能の拡充と、介護報酬との整合性を図った。今回改定からは在宅医療における訪問看護への大きな期待を見て取れる。

改定内容を見ると、これまで現場の訪問看護ステーション等からの要望事項だったものが多く反映されており、医療ニーズのある患者の医療機関からの退院直後の訪問看護提供を医療保険で提供するなど、訪問看護ステーションの裁量を大きく前進させるものになっている。在宅での看取りや、がん患者の在宅緩和ケア推進、また精神科訪問看護についても診療報酬体系の見直しを行った。

また、同時改定となった介護報酬改定では新しく「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「小規模多機能施設と訪問看護ステーションの複合型サービス」が創設され、訪問看護を中核とした地域密着型サービスの新時代到来が期待されている。

基本の報酬については「精神科訪問看護基本療養費」が創設され、これまでであった訪問看護基本療養費(Ⅱ)が「精神科訪問看護基本療養費(Ⅱ)」へ移行し、外泊中の入院患者へ訪問看護を行った場合に適用される「訪問看護基本療養費(Ⅲ)」が創設された。

訪問看護加算では、①緊急訪問看護加算に一般の診療所の指示を含む、②複数名訪問看護加算に看護補助者を追加する、③重症者管理加算が「特別管理加算」に名称変更・要件見直し、④「夜間・早朝加算」と「深夜加算」の新設、⑤長時間訪問看護加算の対象者および算定回数の拡大、⑥ターミナルケアの報酬算定要件の見直し、⑦週 4 日以上訪問看護が可能な対象者の要件緩和、⑧訪問看護管理療養費の算定要件見直し、⑨退院時共同指導加算の上乗せ加算「特別管理指導加算」の新設、⑩退院時支援指導加算の算定要件の見直し、⑪退院直後の訪問看護の評価が行われた。

「精神科訪問看護療養費(Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ, Ⅳ)の新設」に伴い、①精神科特別訪問看護指示書、②特別地域訪問看護加算、③精神科緊急訪問看護加算、④長時間精神科訪問看護加算、⑤複数名精神科訪問看護加算、⑥夜間・早朝加算、深夜加算が新設された。』

- 246～247 頁の「図 1 訪問看護に係る報酬のしくみ」は次頁以降に最新版を掲載しております。
- 以下の法令については弊社ホームページ(<http://www.jnape.co.jp/>)に最新版を掲載しております。

日本看護協会出版会 ▶ お知らせ または 編集部のページ ▶ 訪問看護研修テキスト

- 1) 206～232 頁の 介護保険法
- 2) 233～235 頁の 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について
- 3) 236～240 頁の 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について
- 4) 242～245 頁の 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準